

○「農地売買等支援事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 321 号農林水産省構造改善局長通知）」一部改正新旧対照表（案の 1）
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 本事業の実施地域 農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）第 3 の「その他経営局長が別に定める地域」は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する区域をいう。以下同じ。）外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「基盤強化法施行規則」という。）第 9 条第 2 号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡し又は一定期間貸付けを行った後に売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。</p> <p>第 2・第 3 〔略〕</p> <p>第 4 本事業実施の原則 農地中間管理機構等（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）及び旧農地保有合理化法人（<u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律</u>（平成 25 年法律第 102 号。以下「<u>基盤強化法等の一部改正法</u>」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による本事業の実施に当たっては、<u>基盤強化法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業経営基盤強化促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業</u>（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携をとるものとする。</p>	<p>第 1 本事業の実施地域 農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）第 3 の「その他経営局長が別に定める地域」は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する区域をいう。以下同じ。）外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「基盤強化法施行規則」という。）第 <u>10 条</u>第 2 号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡し又は一定期間貸付けを行った後に売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。</p> <p>第 2・第 3 〔略〕</p> <p>第 4 本事業実施の原則 農地中間管理機構等（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）及び旧農地保有合理化法人（<u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律</u>（平成 25 年法律第 102 号。以下「<u>基盤強化法等の一部改正法</u>」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による本事業の実施に当たっては、<u>基盤強化法第 4 条第 4 項第 1 号に規定する利用権設定等促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業</u>（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携をとるものとする。</p>

第5 本事業の要件

要綱第5の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

ア・イ [略]

ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。

ただし、(イ)の要件については、令和5年度及び令和6年度において、売渡し等に係る農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されるまでの間に限り、適用することとする。

(ア) [略]

(イ) 中心経営体（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）の1に規定する中心経営体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であって、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

a 売渡しに係る農用地等をその範囲に含む人・農地プラン（進め方通知の1に規定する人・農地プランをいう。）に中心経営体として位置付けられていること。

b [略]

(ウ)・(エ) [略]

(オ) (ア)から(エ)までの要件を満たす農業者のほか、以下のaに掲げる適格団体に対し農用地等の売渡し等を行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a)～(d) [略]

(e) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）第13条第2号に規定する市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人

b [略]

(カ) [略]

(2) [略]

第5 本事業の要件

要綱第5の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

ア・イ [略]

ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。

(ア) [略]

(イ) 中心経営体（人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第2の人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であって、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

a 売渡しに係る農用地等をその範囲に含む人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること。

b [略]

(ウ)・(エ) [略]

(オ) (ア)から(エ)までの要件を満たす農業者のほか、以下のaに掲げる適格団体に対し農用地等の売渡し等を行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a)～(d) [略]

(e) 基盤強化法施行規則第18条第2号に規定する市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人

b [略]

(カ) [略]

(2) [略]

(3) 農作業受託促進事業

農作業受託料相当額の資金の貸付けを行う場合の相手方は、当該農作業を受託する農用地等において同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上の農作業について3年以上の受託契約が締結されている認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）又は中心経営体に対して行うものとし、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者及び特定農業団体（以下(3)において「認定農業者等」という。）にあっては、その農業経営において、新たに農作業受託を行う農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その当該認定農業者等の農業経営において新たに農作業受託を行う農用地等が、新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であって、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて当該資金の貸付けを行うものとする。

なお、中心経営体については、令和5年度及び令和6年度において、農作業受託に係る農用地等をその範囲に含む地域計画が策定されるまでの間に限り対象とすることができる。

(4)・(5) [略]

2 [略]

第6 本事業の実施

[略]

1 担い手支援タイプの事業

(1) 事業参加者の選定方法

ア 農用地等貸付事業又は農用地等売渡事業

農地中間管理機構等は、農用地等の売渡し等を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした経営計画を添付したもの。以下、アにおいて同じ。）を審査して、事業に参加する者（以下、1において「事業参加者」という。）を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業参加申込書の記載内容について実地

(3) 農作業受託促進事業

農作業受託料相当額の資金の貸付けを行う場合の相手方は、当該農作業を受託する農用地等において同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上の農作業について3年以上の受託契約が締結されている認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）又は中心経営体に対して行うものとし、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者及び特定農業団体（以下(3)において「認定農業者等」という。）にあっては、その農業経営において、新たに農作業受託を行う農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その当該認定農業者等の農業経営において新たに農作業受託を行う農用地等が、新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であって、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて当該資金の貸付けを行うものとする。

(4)・(5) [略]

2 [略]

第6 本事業の実施

[略]

1 担い手支援タイプの事業

(1) 事業参加者の選定方法

ア 農用地等貸付事業又は農用地等売渡事業

農地中間管理機構等は、農用地等の売渡し等を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした経営計画を添付したもの。以下、アにおいて同じ。）を審査して、事業に参加する者（以下、1において「事業参加者」という。）を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業参加申込書の記載内容について実

調査（デジタル技術を活用し実地調査を行うことも可能である。以下同じ。）等を行うものとする。

また、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、推進協議会（要綱第9の1の(2)の推進協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

イ 農地所有適格法人出資事業

農地中間管理機構等は、農用地等の現物出資を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の現状・目標、出資の内容、耕作地等の集積状況等を明らかにした出資事業計画を添付したもの。）について、推進協議会及び経営指導、会計経理等に精通する者等の意見を踏まえ事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて出資事業計画書の記載内容について実地調査等を行うものとする。

ウ 農作業受託促進事業

農地中間管理機構等は、農作業受託を促進するための農作業受託料相当額の資金の貸付けを受けようとする者が、当該資金の貸付けに係る農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（農作業受託の内容、資金借入の内容、経営規模の目標、経営収支の現状・目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした資金導入計画を添付したもの。）を審査して事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業資金導入計画書の記載内容について実地調査等を行うものとする。

(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項

ア [略]

イ 農地所有適格法人出資事業

(ア) 持分又は株式の取得

a 農地中間管理機構等は、出資の対象とする農地所有適格法人（以下「出資対象法人」という。）の定款に定めるところに従い、その出資に伴い付与される持分又は株式を取得する。

b・c [略]

(イ)～(オ) [略]

ウ [略]

エ 農地条件整備事業

農地中間管理機構は、第5の1の(1)の事業においては以下の(ウ)に該当する場合又は農地中間管理事業（機構法第2条第

地調査を行うものとする。

また、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、推進協議会（要綱第9の1の(2)の推進協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

イ 農地所有適格法人出資事業

農地中間管理機構等は、農用地等の現物出資を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の現状・目標、出資の内容、耕作地等の集積状況等を明らかにした出資事業計画を添付したもの。）について、推進協議会及び経営指導、会計経理等に精通する者等の意見を踏まえ事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて出資事業計画書の記載内容について実地調査を行うものとする。

ウ 農作業受託促進事業

農地中間管理機構等は、農作業受託を促進するための農作業受託料相当額の資金の貸付けを受けようとする者が、当該資金の貸付けに係る農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（農作業受託の内容、資金借入の内容、経営規模の目標、経営収支の現状・目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした資金導入計画を添付したもの。）を審査して事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業資金導入計画書の記載内容について実地調査を行うものとする。

(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項

ア [略]

イ 農地所有適格法人出資事業

(ア) 持分又は株式の取得

a 農地中間管理機構等は、出資の対象とする農地所有適格法人（以下「出資対象法人」という。）の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得する。

b・c [略]

(イ)～(オ) [略]

ウ [略]

エ 農地条件整備事業

農地中間管理機構は、第5の1の(1)の事業においては以下の(ウ)に該当する場合又は農地中間管理事業においては以下

3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)においては以下の(ア)から(ウ)までの全て((イ)は a 又は b のいずれか)に該当する場合に、条件整備に要する経費(条件整備に対して国及び地方公共団体等で実施している補助事業を活用する場合は、その補助事業における補助額を控除した額)に充てるための資金を、支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)から無利子で借り受けることができるものとする。なお、農地中間管理機構は、条件整備を行う場合には、国や地方公共団体等の補助事業の活用に極力努めることとする。

(ア)～(エ) [略]

オ [略]

2・3 [略]

第7 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け
[略]

1 [略]

2 本事業に係る資金貸付期間
支援法人が農地中間管理機構等に資金を貸し付ける期間は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 所有者不明農地借入事業
40年以内

3 [略]

4 貸付事務の手続

(1) [略]

(2) (1)の貸付規程には、貸付けの相手方、償還期限、貸付金額の限度、償還の方法、担保その他貸付け及び債権管理に関し必要な事項を定めるものとする。

5 [略]

6 所有者不明農地借入事業に係る取扱い
[略]

(1) [略]

(2) 機構法第22条の3の規定により、公示を行い同法第18条第2項第2号の規定に基づき借賃の支払いの相手方として定めた者

の(ア)から(ウ)までの全て((イ)は a 又は b のいずれか)に該当する場合に、条件整備に要する経費(条件整備に対して国及び地方公共団体等で実施している補助事業を活用する場合は、その補助事業における補助額を控除した額)に充てるための資金を、支援法人から無利子で借り受けることができるものとする。なお、農地中間管理機構は、条件整備を行う場合には、国や地方公共団体等の補助事業の活用に極力努めることとする。

(ア)～(エ) [略]

オ [略]

2・3 [略]

第7 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け
[略]

1 [略]

2 本事業に係る資金貸付期間
支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)が農地中間管理機構等に資金を貸し付ける期間は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 所有者不明農地借入事業
20年以内

3 [略]

4 貸付事務の手続

(1) [略]

(2) (1)の貸付規定には、貸付けの相手方、償還期限、貸付金額の限度、償還の方法、担保その他貸付け及び債権管理に関し必要な事項を定めるものとする。

5 [略]

6 所有者不明農地借入事業に係る取扱い
[略]

(1) [略]

(2) 基盤強化法第21条の3の規定により、公示を行い同法第18条第2項第4号の規定に基づき借賃の支払いの相手方として定め

<p>として判明共有者一名に一括して借賃を支払う場合及びその者が賃料の受取を希望しない際に供託する場合</p> <p>第9～第11 [略]</p>	<p>た者として判明共有者一名に一括して借賃を支払う場合及びその者が賃料の受取を希望しない際に供託する場合</p> <p>第9～第11 [略]</p>
<p>(別紙)</p> <p>担い手支援資金の貸付けについて</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 担い手支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 償還期限 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 要綱第4の3の事業に要する資金 <u>40年以内</u>とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 延滞金等の徴収等 (1) [略]</p> <p>(2) 支援法人は、5の(1)又は(2)に該当するものとして繰上償還させる場合には、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該繰上償還させる金額につき年10.95%の割合で計算した金額を違約金として徴収するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 実績報告 1 [略]</p> <p>2 支援法人は、事業の貸付金の貸付け、償還期限の延長及び農地中間管理機構等からの償還について<u>四半期ごと</u>の状況を経営局長に報告するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第8 [略]</p>	<p>(別紙)</p> <p>担い手支援資金の貸付けについて</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 担い手支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 償還期限 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 要綱第4の3の事業に要する資金 <u>20年以内</u>とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 延滞金等の徴収等 (1) [略]</p> <p>(2) 支援法人は、5の(1)又は(2)に該当するものとして繰上償還させる場合には、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該繰上償還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した金額を違約金として徴収するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 実績報告 1 [略]</p> <p>2 支援法人は、事業の貸付金の貸付け、償還期限の延長及び農地中間管理機構等からの償還について<u>各四半期ごと</u>の状況を経営局長に報告するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第8 [略]</p>
<p>別表 [略]</p>	<p>別表 [略]</p>

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

〔略〕

別紙

令和 年度農地売買等支援事業実施計画

1 担い手支援タイプの事業

(1) ~ (5) 〔略〕

(6) 担い手支援資金年間借入計画

事業名	4月	5月	…	3月	合計
農用地等売渡事業					
農地所有適格法人出資事業					
農作業受託促進事業					
農地条件整備事業					
合計					

(記載注意)

- 1 事業ごと及び担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 〔略〕

(7) 担い手支援資金年間償還計画（令和（平成）年度分借入分）

事業名	4月	5月	…	3月	合計
農用地等貸付事業					
農用地等売渡事業					
農地所有適格法人出資事業					
農作業受託促進事業					
農業用機械・施設導入事業					
農地条件整備事業					
合計					

(記載注意)

- 1 事業ごと及び担い手支援資金を償還する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 〔略〕

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

〔略〕

別紙

令和 年度農地売買等支援事業実施計画

1 担い手支援タイプの事業

(1) ~ (5) 〔略〕

(6) 担い手支援資金年間借入計画

事業名	4月	5月	…	3月	合計
農用地等売渡事業					
農地所有適格法人出資事業					
農作業受託促進事業					
農地条件整備事業					
合計					

(記載注意)

- 1 各事業ごと及び担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 〔略〕

(7) 担い手支援資金年間償還計画（令和（平成）年度分借入分）

事業名	4月	5月	…	3月	合計
農用地等貸付事業					
農用地等売渡事業					
農地所有適格法人出資事業					
農作業受託促進事業					
農業用機械・施設導入事業					
農地条件整備事業					
合計					

(記載注意)

- 1 各事業ごと及び担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 〔略〕

2 〔略〕

3 所有者不明農地借入事業

区分	農地		補償金等総額	備考
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				
本年度				

(記載注意)

1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

なお、変更理由については、備考に記載すること。

2 補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃の支払いの両方を含めること。

(1) 担い手支援資金年間借入計画

(単位：千円)

事業名	4月	5月	…	3月
所有者不明農地借入事業				

(記載注意)

1 担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。

2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(2) 担い手支援資金年間償還計画(令和 年度分借入分)

(単位：千円)

事業名	4月	5月	…	3月
所有者不明農地借入事業				

(記載注意)

1 担い手支援資金を償還する時期ごとに価額を記載すること。

2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

4 〔略〕

参考様式2-1-1 ~ 参考様式2-2〔略〕

参考様式2-3-1 担い手支援タイプ(農作業受託促進事業) 個人用—

2 〔略〕

3 所有者不明農地借入事業

区分	農地		補償金等総額	〔新設〕
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				
本年度				

(記載注意)

変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃の支払いの両方を含めること。

〔新設〕

〔新設〕

4 〔略〕

参考様式2-1-1 ~ 参考様式2-2〔略〕

参考様式2-3-1 担い手支援タイプ(農作業受託促進事業) 個人用—

[略]

別添 [略]

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の種類	受託期間	受託料 (千円/10a 当たり)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2～4 [略]

参考様式2-3-2 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—法人用—

[略]

別添 [略]

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の種類	受託期間	受託料 (千円/10a 当たり)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2～4 [略]

参考様式3

農地売買等支援事業実施計画承認申請書
—支援法人用—

[略]

[略]

別添 [略]

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の種類	受託期間	受託料 (10a 当たり /千円)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2～4 [略]

参考様式2-3-2 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—法人用—

[略]

別添 [略]

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の種類	受託期間	受託料 (10a 当たり /千円)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2～4 [略]

参考様式3

農地売買等支援事業実施計画承認申請書
—全国協会用—

[略]

<p>別紙 〔略〕</p> <p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p>〔略〕</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">令和 年度農地売買等支援事業実施実績</p> <p>1 担い手支援タイプの事業 (1) ~ (5) 〔略〕</p> <p>(6) 担い手支援資金年間借入実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">4月</th> <th style="text-align: center;">5月</th> <th style="text-align: center;">…</th> <th style="text-align: center;">3月</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農用地等売渡事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地所有適格法人出資事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農作業受託促進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地条件整備事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載注意) 事業ごと及び担い手支援資金を借入した時期ごとに価額を記載すること。</p> <p>(7) 担い手支援資金年間償還実績 (令和 (平成) 年度分借入分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">4月</th> <th style="text-align: center;">5月</th> <th style="text-align: center;">…</th> <th style="text-align: center;">3月</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農用地等貸付事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農用地等売渡事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地所有適格法人出資事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農作業受託促進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農業用機械・施設導入事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地条件整備事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載注意)</p>	事業名	4月	5月	…	3月	合計	農用地等売渡事業						農地所有適格法人出資事業						農作業受託促進事業						農地条件整備事業						合 計						事業名	4月	5月	…	3月	合計	農用地等貸付事業						農用地等売渡事業						農地所有適格法人出資事業						農作業受託促進事業						農業用機械・施設導入事業						農地条件整備事業						合 計						<p>別紙 〔略〕</p> <p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p>〔略〕</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">令和 年度農地売買等支援事業実施実績</p> <p>1 担い手支援タイプの事業 (1) ~ (5) 〔略〕</p> <p>(6) 担い手支援資金年間借入実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">4月</th> <th style="text-align: center;">5月</th> <th style="text-align: center;">…</th> <th style="text-align: center;">3月</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農用地等売渡事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地所有適格法人出資事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農作業受託促進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地条件整備事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載注意) 各事業ごと及び担い手支援資金を借入した時期ごとに価額を記載すること。</p> <p>(7) 担い手支援資金年間償還実績 (令和 (平成) 年度分借入分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">4月</th> <th style="text-align: center;">5月</th> <th style="text-align: center;">…</th> <th style="text-align: center;">3月</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農用地等貸付事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農用地等売渡事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地所有適格法人出資事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農作業受託促進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農業用機械・施設導入事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>農地条件整備事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載注意)</p>	事業名	4月	5月	…	3月	合計	農用地等売渡事業						農地所有適格法人出資事業						農作業受託促進事業						農地条件整備事業						合 計						事業名	4月	5月	…	3月	合計	農用地等貸付事業						農用地等売渡事業						農地所有適格法人出資事業						農作業受託促進事業						農業用機械・施設導入事業						農地条件整備事業						合 計					
事業名	4月	5月	…	3月	合計																																																																																																																																																																				
農用地等売渡事業																																																																																																																																																																									
農地所有適格法人出資事業																																																																																																																																																																									
農作業受託促進事業																																																																																																																																																																									
農地条件整備事業																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																									
事業名	4月	5月	…	3月	合計																																																																																																																																																																				
農用地等貸付事業																																																																																																																																																																									
農用地等売渡事業																																																																																																																																																																									
農地所有適格法人出資事業																																																																																																																																																																									
農作業受託促進事業																																																																																																																																																																									
農業用機械・施設導入事業																																																																																																																																																																									
農地条件整備事業																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																									
事業名	4月	5月	…	3月	合計																																																																																																																																																																				
農用地等売渡事業																																																																																																																																																																									
農地所有適格法人出資事業																																																																																																																																																																									
農作業受託促進事業																																																																																																																																																																									
農地条件整備事業																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																									
事業名	4月	5月	…	3月	合計																																																																																																																																																																				
農用地等貸付事業																																																																																																																																																																									
農用地等売渡事業																																																																																																																																																																									
農地所有適格法人出資事業																																																																																																																																																																									
農作業受託促進事業																																																																																																																																																																									
農業用機械・施設導入事業																																																																																																																																																																									
農地条件整備事業																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																									

事業ごと及び担い手支援資金を償還した時期ごとに価額を記載すること。

2 [略]

3 所有者不明農地借入事業

区分	農地		補償金等総額	備考
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				
本年度				

(1) 担い手支援資金年間借入実績

(単位：千円)

事業名	4月	5月	…	3月
所有者不明農地借入事業				

(記載注意)

担い手支援資金を借入した時期ごとに価額を記載すること。

(2) 担い手支援資金年間償還実績(令和 年度分借入分)

(単位：千円)

事業名	4月	5月	…	3月
所有者不明農地借入事業				

(記載注意)

担い手支援資金を償還した時期ごとに価額を記載すること。

4 [略]

参考様式5・参考様式6 [略]

附 則

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

各事業ごと及び担い手支援資金を償還した時期ごとに価額を記載すること。

2 [略]

3 所有者不明農地借入事業

区分	農地		補償金等総額	[新設]
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				
本年度				

[新設]

[新設]

4 [略]

参考様式5・参考様式6 [略]